

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月及び同年3月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料が未納とされていた。

母が、昭和48年2月ごろに、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、B金融機関(当時)において姉の保険料と一緒に納付した。

このため、申立期間について、姉の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料については、その母が、姉の保険料と一緒に納付したと主張しており、事実、その姉であるC名義の昭和48年度第3期納付分(昭和48年10月から同年12月まで)の国民年金保険料の領収書により、Cが、B金融機関で国民年金保険料を納付していたことが確認でき、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立期間は2月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に変化は無く、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題はなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から55年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和54年9月から55年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

母が、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、最寄りの金融機関において両親の保険料と一緒に納付書により納付した。

このため、申立期間について、両親の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。また、申立人は、申立期間の保険料については、その母が、両親の保険料と一緒に納付したと主張しており、事実、申立期間に係るその両親の保険料については納付済みとなっている。

さらに、申立期間は7月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に変化は無く、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題はなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から63年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間については、国民年金第3号被保険者期間であり、国民年金保険料納付済期間であるものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から同年10月まで
② 昭和49年7月から同年8月まで
③ 昭和52年12月から53年3月まで
④ 昭和53年5月から55年3月まで
⑤ 昭和55年7月から同年8月まで
⑥ 昭和59年12月から60年3月まで
⑦ 昭和60年10月から61年3月まで
⑧ 昭和61年7月から63年3月まで
⑨ 昭和63年6月から同年9月まで

会社を退職後、A市役所から過去の未納期間の国民年金保険料について納付するようにとの通知が届き、同市役所において各申立期間の保険料を納付したと記憶している。

このため、各申立期間について、保険料が未納又は国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和61年4月1日から国民年金第3号被保険者資格を取得しているが、平成5年7月7日に厚生年金保険被保険者資格を申立人の年金記録に追加したことにより、昭和61年6月までさかのぼって国民年金第3号被保険者資格を喪失させていることが確認できる。しかしながら、本来であれば、申立期間⑧及び⑨については、そのまま国民年金第3号被保険者とすべき期間であるところ、国民年金保険料未納期間としていることについては、

行政側の申立人に係る記録管理の事務処理が適正に行われていなかった事実が認められる。

- 2 一方、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 61 年 5 月 8 日以降であると考えられ、この時点では、申立期間①、②、③、④及び⑤については時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和 50 年 5 月）による合算対象期間（カラ期間）であり、申立人は、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人の年金記録については、平成 5 年 7 月 7 日以降に厚生年金保険被保険者資格記録が複数回にわたり追加されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は、年金の切替手続をその都度行っていたとは考え難い。

加えて、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、申立期間⑧及び⑨については国民年金第 3 号被保険者期間であり、国民年金保険料納付済期間であるものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。一方、申立期間のうち、昭和42年12月から43年5月までの期間及び44年7月から45年10月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年5月まで
② 昭和43年6月から44年6月まで
③ 昭和44年7月から45年10月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和42年12月から43年5月までの期間、同年6月から44年6月までの期間及び同年7月から45年10月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、当時、納付書により納めており、領収書を保管している。そのうち、申立期間①及び③の期間については、厚生年金保険にも加入していたため、納付していた国民年金保険料の還付を受けた記録となっている。その際に、還付されるべきでない申立期間②の保険料も還付された記録となっており、この期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得がいかない。また、申立期間①及び③の保険料を還付した事実を確認できる証拠を示してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和42年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失しているが、申立人が保管する国民年金保険料納付通知書兼領収書により、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、納付している事実が確認できる。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間①及び③のみならず、申立期間②の保

険料も還付されている事実が記載されているが、申立期間②は国民年金の強制加入期間に該当していることから、事実と異なる資格の喪失により、還付手続が行われたものと認められることから、申立期間②の保険料は納付していたものと考えられる。

2 一方、申立人は、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、昭和42年12月21日から43年6月19日までの期間及び44年7月4日から45年11月1日までの期間について、厚生年金保険に加入したために国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間①及び③の国民年金保険料が還付されていることについて不合理な点はみられない。

また、申立期間①及び③の保険料について、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、還付された記載が確認できる上、記載された還付金額については、申立期間①及び③当時の保険料額と一致しており、特段不自然な点はうかがえない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。一方、申立期間のうち、申立期間①及び③の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和50年秋ころ、それまで未納となっていた国民年金保険料を一括して納付できることを役場の職員から聞き、夫が役場に行き、納付書により納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年秋には、第2回特例納付が実施されていた。

また、その夫が納付したとする金額は、当時の特例納付保険料と一致する。

さらに、申立人は、大蔵省令様式の正規の歳入金納付書の第3片に当たる「領収済通知書」を保有しており、その記載内容は、第2回特例納付用に正しく記載されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和26年3月3日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を同年同月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から26年3月13日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和25年5月1日から26年3月13日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和22年4月1日にA社に入社してから、29年5月22日に退職するまで継続して勤務しており、申立期間については同社C支店及びD支店において勤務していたと記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成5年6月8日付けでA社から申立人に対して交付された在職証明書及び同僚の証言により、申立人は、昭和22年4月1日に入社してから29年5月22日に退職するまでの間、同社に継続して勤務し（昭和26年3月3日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係るA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳における昭和25年4月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったと認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、C社)における資格取得日に係る記録を昭和34年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月28日から同年5月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和34年3月28日から同年5月5日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和34年2月22日に入社して以来、40年1月19日に退職するまでの期間、A社及びA社B支店に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社から提出された在籍証明書により、昭和34年2月22日から40年1月19日までの期間について、A社及びA社B支店において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社において昭和34年3月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年5月5日にA社B支店において同資格を再取得している同僚がほかに7人いることが確認できる上、そのうち現住所の判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの2人(申立人が名前を挙げた者)からは、A社B支店への異動時期は昭和34年3月28日ころであるとする旨の証言が得られた。

加えて、C社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間の欠落は、当時の社会保険事務担当者の手続の誤りであることを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和34年5月の被保険者資格取得時の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、申立期間当時の関係書類が残存していないため、不明としているが、申立人と同様に昭和34年3月28日にA社からA社B支店に異動した同僚7人に係る厚生年金保険の記録においても、申立人と同様のケースが確認できることから、申立人がA社からA社B支店に異動した際も、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出が適切に行われなかったことが推認できる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和49年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月から49年2月までは4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から49年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた昭和46年12月6日から49年3月31日までの期間のうち、申立期間について加入記録が無かった。私は、正社員として勤務し、電話交換手をしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、A社B工場における申立人の離職年月日が昭和49年3月30日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和48年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが記録されているにもかかわらず、同年10月1日に定時決定が一度記載された形跡が認められる上、健康保険被保険者証の返納日は49年4月10日と記載されており、厚生年金保険進達記録欄には、資格喪失届の進達年月日が同年4月26日となっていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立人と同時期に退職したと主張している同僚の厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、昭和48年6月4日に被保険者資格を

取得し、同年 10 月 1 日に定時決定がなされ、資格喪失日は資格取得日より前の同年 3 月 26 日と記載されており、健康保険被保険者証の返納日が申立人と同日の 49 年 4 月 10 日となっていることが確認できるが、オンライン記録では、資格喪失日が同年 3 月 26 日となっている。

加えて、申立期間当時、申立人が勤務していたとする A 社 B 工場の同僚 10 人に照会したところ、回答のあった 9 人のうち 6 人から、申立人が、申立期間当時、同工場に勤務していたとの証言が得られ、そのうち、申立人が、申立人と同時期に退職したと主張している上記同僚は、申立人より自分の方が早く退職したと証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の被保険者資格喪失後 1 年を経て、申立人が昭和 48 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考えにくく、事業主は、申立人が主張する昭和 49 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和 48 年 3 月から同年 9 月までは、47 年度の定時決定による標準報酬月額である 3 万 6,000 円とし、同年 10 月から 49 年 2 月までは、48 年度の定時決定による標準報酬月額である 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における厚生年金保険被保険者資格は、申立期間①については、取得日が昭和35年12月1日、喪失日が37年5月1日、申立期間③については、取得日が同年9月7日、喪失日が38年9月30日であり、B社における厚生年金保険被保険者資格は、申立期間②については、取得日が37年5月1日、喪失日が同年9月7日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年12月から36年7月までは2万4,000円、同年8月から37年4月までは3万3,000円、同年5月から同年8月までは2万2,000円、同年9月から38年7月までは2万6,000円、同年8月は3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月1日から37年5月1日まで
② 昭和37年5月1日から同年9月7日まで
③ 昭和37年9月7日から38年9月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和35年12月1日から37年5月1日までの期間、B社に勤務していた同年5月1日から同年9月7日までの期間及びA社に勤務していた同年9月7日から38年9月30日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中には、事情があり「C」姓でA社及びB社に勤務をしていた。両社には、「D」名義の厚生年金保険の加入記録があるが、この記録が私の加入記録であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和35年12月1日から37年5月1日までの期間、B社に同年5月1日から同年9月7日までの期間及びA社に同年9月7日から38年9月30日まで勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所が管

理する両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録には、申立人が主張する「C」名義で、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、その妹の婚姻後の姓が「C」であり、「C」という偽名でA社及びB社に勤務していた旨を主張しているところ、戸籍謄本では、申立人の実妹の一人が、婚姻（昭和23年10月25日）後、同姓となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、名を「D」に変えていたことについては記憶していないとしているところ、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、「D」の生年月日は、申立人と同じ生年月日であることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が名前を挙げた同僚4人全員の氏名が確認できる。

また、A社の同僚6人（申立人が名前を挙げた同僚4人を含む。）のうち、存命中で連絡先が判明した5人に照会したところ、「D」の身体的な特徴として、i)手の指に怪我をしていた、ii)眼鏡をかけていた、iii)小柄だった（身長160cm程度）、iv)色白だった、などの証言が得られたが、これらの特徴は申立人のそれと酷似している。

さらに、申立期間②当時、B社に勤務していた同僚16人のうち、存命中で連絡先が判明した9人に照会したところ、そのうちの1人から「D」は、当時、「E」と呼ばれていたと記憶しているとする旨の証言が得られた。

このほか、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間当時、B社において「E」という姓又は名を有する被保険者は確認できない上、申立人は過去に「E」と呼ばれていたことがあると主張していることから、上記「E」と呼ばれていた人物は申立人であり、申立人が、同社において勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、上記「D」名義の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、上記「D」の厚生年金保険被保険者記録から、昭和35年12月から36年7月までは2万4,000円、同年8月から37年4月までは3万3,000円、同年5月から同年8月までは2万2,000円、同年9月から38年7月までは2万6,000円、同年8月は3万3,000円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から52年2月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和47年10月から52年2月までの国民年金保険料が未納とされていた。

結婚を契機に、夫が、A町役場(当時)で私の国民年金の加入手続を行い、夫自身の預金により20歳から結婚するまでの分の保険料をさかのぼって納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月ころに、その夫が申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、52年4月ころと考えられ、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人が申立期間の保険料を一括納付したと主張する昭和52年5月は特例納付の実施期間ではないことから、申立期間である53か月の保険料を納付することはできないため、申立内容に信憑^{びよう}性がない。

さらに、申立人は、その夫が、自身の預金を引き出し、昭和52年5月ころに申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているが、当時の納付金額について、申立人に具体的な記憶は無い上、保険料を納付した夫も詳細を記憶しておらず、具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、その夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、同期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から58年3月までの期間、61年12月から平成2年3月までの期間及び3年4月から8年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月から58年3月まで
② 昭和61年12月から平成2年3月まで
③ 平成3年4月から8年7月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和55年2月から58年3月まで期間、61年12月から平成2年3月までの期間及び3年4月から8年7月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間の保険料については、父が、昭和55年2月に旧A町役場で国民年金の加入手続を行い、毎月、B金融機関の父名義の口座からの口座振替により納付した。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和55年2月に旧A町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の加入年月日から、平成元年8月22日以降と考えられ、この時点では、申立期間①のすべて及び申立期間②の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、平成10年12月8日に申立人の厚生年金保険被保険者資格の訂正が行われたことにより、国民年金被保険者資格の資格取得日が昭和62年1月1日から61年12月1日に訂正されているところ、当時、61年12月については国民年金被保険者期間ではなく、保険料を納付することができないことから、申立期間②の保険料について、毎月、B金融機関の父名義の口座からの口座振替により納付したとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、各申立期間の保険料について、毎月、B金融機関の父名義の口座からの口座振替により納付したと主張しているが、同口座の取引履歴（昭和60年以降）を調査した結果、昭和60年6月以降、申立期間②及び③の保険料が口座振替により納付された事実は確認できなかった。

加えて、申立期間③の大半が国民年金保険料の申請免除期間となっており、同居している申立人の父と母についても同時期が申請免除期間となっているところ、申立人のほかその父と母も含め、申請免除期間の保険料が追納された形跡はうかがえない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで
申立期間当時、私は無職であったが、A店を営んでいた両親が、私の国民年金保険料も一緒に納めてくれていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母がB市役所において、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、実際の加入手続は、C市役所において加入勧奨により国民年金手帳記号番号の払出しが行われていることが、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立内容に矛盾がある。

また、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から60年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和52年9月から60年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和52年9月から54年10月までの保険料についてはA市役所において納付し、54年11月から60年9月までの保険料についてはB町役場（当時）において納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和61年3月ころと考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の夫が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和52年9月21日から同年同月27日までの間と考えられ、仮に、申立人が同年同月29日に退職により厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金に加入した場合、その夫の国民年金手帳番号「C」と近い番号となるべきところ、申立人の国民年金手帳番号は「D」であることから、退職後に国民年金の加入手続を行い、A市役所及びB町役場において、その都度保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間については、国民年金の未加入期間又は厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和46年12月）による合算対象期間（カラ期間）であり、国民年金被保険者資格を有していない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無

く、そのほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和34年6月から42年8月までの期間、同年9月から45年5月までの期間及び同年6月から55年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和34年6月から42年8月まで
②昭和42年9月から45年5月まで
③昭和45年6月から55年6月まで

昭和34年4月にA市役所の案内を受けて、自分で国民年金の加入手続きをし、同年6月ころに国民年金保険料1,800円くらいを納付した。その後、A市からB町(当時)に転居しながらも、市役所へ納付書を持って行き、継続して保険料を納めてきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金被保険者資格を有しておらず、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和34年4月に国民年金に加入し、同年6月に保険料1,800円を納めたと主張しているが、国民年金保険料の徴収が開始されたのは、36年4月以降であることから、申立内容には矛盾がある。

さらに、申立期間は253月と長期間に及んでおり、期間途中で転居の事実があることから、そのすべての期間において、行政側の^{かし}瑕疵により納付記録が消滅したとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年7月まで
国民年金の加入当初から、父が私の国民年金保険料を納めてくれていたが、結婚後の4か月分の保険料も納付したと聞いているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の婚姻及び転居については、戸籍謄本及び戸籍の附表により昭和57年4月25日であることが確認できることから、この時点では保険料の納付書はA町(当時)の親元に送付されていると推認されるが、A町の保険料の収納単位が3か月であることから、申立人の父が4か月分だけ納付するとは考え難い。

また、B社会保険事務所が管理する申立人の転入被保険者台帳管理カードを確認したところ、昭和57年6月に職権により住所移転が行われていることや、申立人の国民年金手帳にある住所の変更履歴に、婚姻により転居した先のC市の履歴が記載されていないことから、申立人が転居に伴った届出を行ったとは言い難く、C市においても国民年金保険料を納付したものと推認し難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年10月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成5年4月から7年10月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、夫の退職後、しばらく納めていなかったが、平成7年ころに自宅を訪れたA村役場(当時)の職員に、過去の未納分を納付するようと言われ、夫が同役場において納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得しているが、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録では、同資格については、平成9年4月1日まで資格喪失処理が行われていなかったことが確認できることから、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成9年2月28日に、申立期間後の8年4月から9年3月までの保険料について、一括して現年度納付していることが確認できるが、その後、同年12月5日に過年度納付書が作成され、この時点において、時効未到来である申立期間直後の7年11月から8年3月までの保険料について過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については時効により保険料を納付することができず、申立期間の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月31日から24年3月1日まで
② 昭和33年3月28日から34年5月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和20年8月31日から24年3月1日までの期間及び33年3月28日から34年5月30日までの期間について、厚生年金保険の被保険者の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、昭和16年3月30日から34年5月まで引き続き勤務しているため、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和21年当時にA社が「B」を新造した際に撮影した集合写真に申立人が写っていること及び当時の同僚の証言から、申立人が両申立期間当時にA社に勤務していたことは推認できるものの、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚10人に照会したところ、全員から回答があり、そのうち8人は、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立期間以後に被保険者を取得しているにもかかわらず、申立人が勤務していたと証言していること、また、そのうち5人は、被保険者資格を有する以前からA社に勤務していたと証言していることから、A社では、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、上記同僚から、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかったことに加え、申立期間当時の事業主（同僚証言により社会保険事務を担当と推認）は、既に他界しているため、申立人に係る当

時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が管理する被保険者名簿では、A社は、昭和20年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、24年3月1日に再度適用事業所となっており、申立期間①については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。また、同社は、昭和33年3月28日に再度厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②も適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場のC寮（昭和 32 年 6 月に同寮の所管は、同社D工場に移管。）において寮務員として勤務していた昭和 32 年 3 月から 35 年 1 月までのうち、32 年 3 月 1 日から 34 年 2 月 28 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のC寮に勤務していたすべての期間において厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社からは、当時の資料が残存していないため、申立期間当時の社会保険に係る事務手続や申立人に係る勤務状況について、確認することができないとの回答を受けた。

さらに、申立人が申立人と同様にC寮に勤務していたとして名前を挙げた同僚 8 人中 2 人については、社会保険事務所が管理するA社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人と同日（昭和 34 年 2 月 28 日）に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、いずれの同僚についても、それ以前の期間に、同事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかった。また、残る 6 人については、上記名簿に名前が記載されておらず、生年月日及び住所が不明であるため、年金記録を確認することができなかった。

加えて、A社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立

人と同日（昭和 34 年 2 月 28 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得し、存命中で連絡先が判明した 10 人に照会したところ、回答が得られた 8 人の中に C 寮に勤務していた者はおらず、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかったものの、そのうち、同社の他の社員寮及び D 工場の付属施設で勤務していた 5 人からは、入社日が、同資格取得日より約 10 か月ないし約 2 年前であるとする旨の回答であった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 21 日から 39 年 10 月 17 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在はB社）に勤務していた昭和 38 年 10 月 21 日から 39 年 10 月 17 日までの記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、昭和 38 年 10 月 21 日から 39 年 10 月 17 日までの期間、臨時雇及び臨時補充員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、新たに昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B社に、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の適用について照会したが、当時の書類等を保管していないため不明である旨の回答を受けた。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚で連絡先の確認できた 4 人に照会したところ、4 人全員から回答があったが、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的証言は得られない上、申立人は当時の総務事務担当者として二人の名前を挙げているが、名字のみの記憶であり、連絡先が確認できないため、当時の状況について証言が得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から29年8月1日まで
② 昭和31年11月1日から32年2月1日まで
③ 昭和33年10月21日から34年2月1日まで
④ 昭和34年7月1日から36年10月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和26年6月1日から29年8月1日までの期間、31年11月1日から32年2月1日までの期間、33年10月21日から34年2月1日までの期間及び34年7月1日から36年10月31日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。昭和26年6月頃から36年10月頃まで、同社に継続して勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間（以下「申立期間」という。）について、申立人は、A社（現在は、B社。）に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間当時の事業主の被保険者期間を確認したところ、昭和26年12月1日から29年12月20日までの期間（健康保険整理番号※）及び32年7月1日から34年7月1日までの期間（同番号※※※）となっており、同社の商業登記履歴事項全部証明書に記載されている、代表取締役の在任期間と被保険者期間が相違していることが確認できる。

さらに、B社の事業主に照会したところ、申立人のことは記憶しているものの、申立期間当時の勤務状況等を確認できる資料は残存していないとの回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。ちなみに、この事業主の被保険者期間は、被保険者名簿によると、昭和27年4月5日から34年7月1日までの期間となっており、申立期間④については、申立人同様に被保険者資格を有していないことが確認できる。

加えて、申立期間当時にA社に勤務していた同僚17人のうち、連絡先が判明した12人に照会したところ、具体的な勤務期間に係る回答が得られた8人のうち、4人の被保険者期間の記録が勤務期間と2か月ないし13か月相違していることが確認できることから、同社においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがわれる。

その上、同僚12人に照会した結果、10人から回答が得られ、そのうち1人から「申立人は、同社に在籍していなかった時期がある。」との証言が得られたほか、8人からは、「申立人は同社に勤務していたが、勤務期間は不明である。」、2人からは、「同社では見習期間（試用期間）があった。」旨の証言が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 25 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 12 月 15 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 25 日までの期間及び 39 年 10 月 1 日から 42 年 12 月 15 日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額は、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A自治体に所在したB社から派遣され、C社に勤務していた昭和 44 年 5 月 1 日から 46 年 2 月 28 日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所として該当する事業所が無いとして、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間については、給与からどのような名目であるかは明確に覚えていないものの、一定額が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社から派遣され、C社に勤務していた期間において厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、「B社」はD区又はE区に所在し、調理人としてC社に派遣されていたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、両区に所在する「B社」という名称の事業所を検索したところ、該当する事業所が見当たらない。

さらに、両区を管轄するF局に「B社」という名称の会社について商業登記履歴事項全部証明書交付を申請したところ、3社が該当したものの、いずれも会社の目的として人材派遣業及び飲食業は掲げられていないことから、いずれも申立人が勤務した事業所であるとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、A自治体内に所在する「B社」という名称の事業所を検索したところ、3社が該当したが、うち2社は申立期間中には厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。残る1社である、G区に所在するH社（平成6年9月1日にI社からH社に社名変更。）

は、昭和 41 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるが、社会保険事務所が管理する同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間当時に勤務していた C 社における同僚は、申立人を記憶しているものの、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、C 社からは、昭和 48 年ごろ、J 社に経理事務を委託していた事実はあるが、B 社という名称の事業所との取引関係はこれまで無かったとする旨の証言を得ており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 5 年 1 月 1 日から同年 11 月 30 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が実際の額と大幅に相違していることが判明した。この期間には以前から引き続き 28 万円の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 5 年 11 月 30 日より後の日付である同年 12 月 2 日に、同年 1 月 1 日から同年 11 月 30 日までの標準報酬月額を 8 万円とし、同年 11 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する処理がさかのぼって行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社において社会保険事務を自ら担当しており、平成 5 年 1 月 1 日の報酬月額変更届及び平成 5 年度の報酬月額算定届を提出した記憶は無いが、通常であれば社会保険事務所を訪れることは無い時期に社会保険事務所を訪れた記憶があるとしていることから、その際に、さかのぼって標準報酬月額及び資格喪失日を届け出たものと考えるのが自然であり、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げられることについて承知していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、

厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年から30年1月1日まで
② 昭和30年4月1日から34年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（申立期間①当時は、B社）に勤務していた昭和26年から34年8月1日までの期間のうち、26年から30年1月1日までの期間及び同年4月1日から34年8月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には昭和26年から継続して勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、A社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から判断して推認できるものの、勤務期間を特定することはできず、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、C自治体に照会したが、当時の資料が無いとの回答であり、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時の同僚5人（申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。）に照会し、全員から回答があったが、申立人の厚生年金保険の加入について、具体的な証言は得られなかった。

2 申立期間①について、社会保険事務所が管理するA社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿等及び社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳から、同事業所に係る健康保険の適用年月日は昭和29年6月1日であるが、厚生年金保険の適用年月日は30年1月1日であることが確認できる上、同僚の一人からは、申立期間①当時、先に健康保険に加入し、厚生年金保険には後から加入したとする旨の証言が得られた。

3 申立期間②について、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②のうち、同年 4 月 1 日以降の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年5月から25年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和23年11月1日から24年4月1日までの期間及びB社に勤務していた同年5月から25年6月までの記録が無かった旨の回答を受けた。

勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社及びB社に勤務していた両申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、申立期間①当時の役員の子息の証言から推認できるものの、同氏からは、申立人が同社に勤務していたこと以外には何も分からず、関係資料等も残っていないとする旨の回答を受けた。

また、当時の事業主及び社会保険事務担当者の連絡先は不明のため、申立人に係る申立期間①当時の厚生年金保険の適用については確認できない。

さらに、申立人は、当時の同僚はすべて逝去しているとしており、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前の確認できる者で、連絡先が確認できた者はいないため、申立人の勤務実態及び厚

生年金保険の適用について、具体的な証言を得ることはできない。

加えて、申立人が提出したA社員の集合写真に、16 人の名前が記されているが、事業主と管理職の4人以外に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は1人のみであり、残りの11人については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらないことから、当時、大部分の社員については、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、A社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和23年11月1日から、適用事業所に該当しなくなった24年4月1日までの期間において、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所が管理するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険整理番号※※※番の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が昭和20年10月10日であるのに対し、同整理番号※※※番の被保険者に係る資格取得年月日については25年7月1日となっていることから、同社では、申立期間を含む約5年間にわたり被保険者資格を新たに取得した者が存在しないことが確認できる上、申立人の同僚は、申立期間②当時の同社の従業員数が70人ないし100人であったと証言しているものの、23年6月4日に行われた同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の書き換え時における被保険者数が15人であったことから、当時、多数の従業員が厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

また、申立人が名前を挙げた同僚10人のうち8人の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、一人は申立期間②当時の厚生年金保険加入記録が無く、残る7人についてはいずれも、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じ昭和25年7月1日となっている。

さらに、申立期間②当初から勤務していた同僚3人及び申立人が名前を挙げた同僚10人のうち、連絡先が確認できた5人に照会し、4人から回答が得られたが、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和50年8月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その当時の事業主に照会したものの、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 4 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで
② 昭和 34 年 2 月 1 日から同年 7 月 15 日まで
③ 昭和 34 年 9 月 10 日から 38 年 3 月 8 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 2 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中は、間違いなくA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社に勤務していた昭和 34 年 2 月 1 日から同年 7 月 15 日までの期間及びB社に勤務していた同年 9 月 10 日から 38 年 3 月 8 日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、両申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、新たに昭和 34 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間①当時、A社に勤務していた者のうち、申立人が同僚

として名前を挙げた4人を含め、連絡先が確認できた10人及び申立期間①当時の事務担当者に照会したところ、8人から回答が得られ、そのうちの2人から、申立人は申立期間①中に同社に勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年2月1日より前から勤務していた者については、申立人を含め、同日以前の期間においては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったとする旨の証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、社会保険事務所が管理するA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和38年7月5日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても、計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月8日から28年5月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、A社に勤務していた昭和26年8月8日から28年5月1日までの記録が無かったことが判明した。申立期間については、間違いなく当該事業所に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人が申立期間における勤務を確認できる資料として提出した「整備管理者証」の経歴欄を見ると、昭和26年2月から31年11月まで、A社に勤務した旨の記載があるが、勤務開始時期を示す数字に改ざんの形跡があることから、実際の勤務開始時期が確認できず、事実、上記期間中の昭和26年4月10日から同年8月8日までの期間については、申立人が別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた記録が確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚で連絡先が特定できた5人に照会したところ、4人から回答があり、そのうち3人からは厚生年金保険被保険者資格を取得する以前から勤務したとしており、また、1人からは「4月に入社したが、厚生年金保険には6月に加入した。」との証言が得られた。

加えて、申立期間中に、A社において被保険者資格を有しており、連絡先が特定できた6人に照会したところ、3人から回答があり、そのうち2人からは厚生年金保険被保険者資格を取得する以前から勤務したとしており、ま

た、1人からは「入社後半年して本採用になり、厚生年金保険に加入できたと記憶している。」との証言が得られた。

また、上記回答があった同僚のうち5人は、自身が証言する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が2か月から1年4か月遅いことが確認できる。

これらのことから、同社においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがわれる。

さらに、B社（A社の社名変更後の事業所）に照会したものの、申立期間当時の勤務状況等を確認できる資料は残存していないとの回答を受けており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。